

令和4年度の東串良町情報公開制度等の運用状況について

【令和4年度の東串良町情報公開制度の運用状況について】

1 東串良町情報公開条例に基づく開示請求の件数

期間	件数	請求に対する決定内容等				備考
		開示	一部開示	不開示	その他	
令和4年度	7	0	4	0	3	

2 開示請求の内容

整理番号	請求日	決定日	請求の内容	決定内容	所管課	不開示 条項等
1	令和4年 7月2日	令和4年 7月20日	鹿児島県から入手した書面等、評価替えに伴う固定資産税土地評価業務委託の見積依頼、執行伺い、推薦委員会の結果報告、見積書、予定価格調書、見積執行調書、業務委託契約書、仕様書、委託業務完了届、請求書、支出命令書	一部開示	税務課	
2	令和4年 12月2日	令和4年 12月12日	土地・家屋課税台帳の電磁的記録	一部開示	税務課	
3	令和5年 3月7日	令和5年 3月10日	SHAPEデータ、マスターデータ	一部開示	税務課	
4	令和4年 10月30日	令和4年 11月10日	職員採用試験第1次試験結果表	一部開示	総務課	
5	令和5年 2月20日	令和5年 2月24日	①東串良町庁舎内において公費で購読している政党機関紙、赤旗・(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新聞・自由民主・立憲民主・及び聖教新聞の購読部数(令和4年分) ②職員が個人で購読している政党機関誌の部数が分かる資料及び政党機関誌を個人が購読することに関する行政文書や通達 ③政党機関紙の配達・集金に関する申請書と許可証の有無、ある場合は、その写し。(令和4年分)	不存在	総務課	
6	令和5年 3月6日	令和5年 3月17日	・新型コロナウイルスの存在を証明する科学的根拠・論文等 ・PCR陽性判定の無症状者が他社に新型コロナウイルスを感染させるという科学的根拠・論文等 ・マスクの着用が新型コロナウイルスの感染防止に効果があるという科学的根拠・論文等 ・新型コロナウイルスワクチンに、効果があるという科学的根拠・論文等 ・東串良町は新型コロナウイルスワクチンが治験も終わってなく、安全性、有効性も確立していない中、国民に接種させる科学的根拠・論文等	不存在	福祉課	
7	令和5年 3月10日	令和5年 3月17日	・新型コロナウイルスが病原体であることを証明する論文等 ・PCRや検査キットの陽性者が、新型コロナウイルスに感染していると判定できる科学的根拠・論文等 ・死因を新型コロナウイルス感染によるものと特定でき、判断の基準として用いられる科学的根拠・論文等 ・東串良町の新型コロナウイルス累計感染者数(令和5年3月10日現在)が、新型コロナウイルス感染したという科学的根拠・論文等(PCRや検査キット陽性、医者報告を含む) ・東串良町の新型コロナウイルス感染者累計死亡者数(令和5年3月10日現在)は、新型コロナウイルスが死因であるという科学的根拠・論文等(PCRや検査キット陽性、医者報告を含む)	不存在	福祉課	

○情報公開制度とは

町民の皆さんが町政や町民生活に関して「こんなことが知りたい」と思ったときに、町の持っている公文書の公開を請求できる制度です。

町では、この制度が町民の皆さんに利用され、町の行政運営の向上と公正の確保を図り、もって町の諸活動を町民に説明する責務が全うされるようにするとともに、町民の町政への参画の促進と開かれた町政の実現に資することを目的としています。

【令和4年度の東串良町個人情報保護制度の運用状況について】

令和4年度は東串良町個人情報保護条例に基づく開示請求はありませんでした。

○個人情報保護制度とは

町の実施機関が保有する個人情報について、その適正な取扱いの確保に関し必要な事項並びに開示、訂正及び利用停止を請求できる制度です。

町では、この制度が町民の皆さんに利用され、町政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。